

庁舎 1 階発券機・呼出モニター設置工事 仕様書

1 工事内容

庁舎 1 階発券機・呼出モニター設置工事

2 工事目的

庁舎 1 階の市民窓口をデジタル窓口実装に適したレイアウトにすることを目的とする。

3 工事期限

令和 6 年 11 月 29 日（金）

4 工事場所

東御市役所（東御市県 281-2）

5 品質規格

ビルコン株式会社製 窓口受付システム（PCM-500）又は、これと同等のもので以下の仕様を満たしていること。なお、全ての接続機械については、無線 LAN で接続することなく有線により接続するシステムでなければならない。

(1) 番号カード発行機（発券プリンター及び集計の機能を有しているもの）

- ・発券機の画面は、ボタンを押すと細かい業務選択画面や発券案内画面へ画面展開が可能であること。
- ・発券時において、手続き区分ごとに指定する待合場所への誘導案内が表示できること。
- ・来庁者が属性（耳マーク・車椅子等）情報を特定ボタン押下により職員へ伝達する機能を有し、操作モニタに表示可能なこと。
- ・発券した札の表面は、3桁の受付番号、業務内容、発行年月日及びメッセージを印字できること。また、メッセージは業務ごとに異なる文言に変更可能であること。
- ・業種別に発券番号帯を 1 の単位ごとで設定できること。
- ・発券プリンターを内蔵していること。
- ・受付番号札の単券発券又は副券発券（本券と半券の分離）の設定ができること。
- ・呼出案内で使用する窓口数の設定及び変更ができること。
- ・呼出音声の設定ができること。
- ・当日集計、週集計及び月集計を行い、集計データをプリントできること。
- ・自動集計の時間及び自動電源オフの時間が設定できること。
- ・集計データは CSV 形式などでの保存が可能であり、後方処理の時間計測や発券機から発券していない来所者を集計にカウントする機能を有すること。

(2) 表示パネル

- ・呼出番号を音声と番号の点滅で表示できること。
- ・表面・裏面に呼出番号・待ち人数・待ち時間等が表示出来ること。
- ・矢印の点滅により、左右の窓口案内が可能なこと。
- ・裏面に『CALL』表示と赤もしくは緑のLED点滅で、サインを送れること。
- ・表示パネルごとに異なる音声の設定が出来ること。
- ・来庁者に視認しやすいよう、11セグメントで数字を構成出来ること。
- ・カラーユニバーサルデザイン対応であること。
- ・呼出音声案内の作成ができること。

(3) 受付情報表示ディスプレイ

- ・操作機からの番号呼出操作に連動した画面表示を有し、業種別に呼出番号、窓口番号、待ち人数を表示できること。
- ・ディスプレイ本体又は外部スピーカーから呼出音声が出力できること。
- ・操作機からの番号保留操作に連動して、不在者番号一覧を表示できること。

(4) 操作モニタ

- ・呼出し、再呼出し、番号保留、処理済処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。
- ・1台の操作機から、全ての業務の呼出しができること。
- ・手入力での番号呼出し操作ができること。
- ・待ち人数がない場合に、来所者が受付番号札を取ったことを音で通知できること。また、業務ボタンごとに異なる音で通知し、担当者がどの業務ボタンが押されたか区別できるよう配慮すること。
- ・利便性を考慮し、タッチパネル式でなく、打感のある押しボタン式によること。
- ・発券機用の紙残量警告表示できること。

(5) その他

- ・納入後6カ月は製造会社による無償保証期間とすること。
- ・各機器の各種設定内容は、納入場所の職員（以下「担当者」という。）と打合せの上決定すること。
- ・各機器の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。

6 特記事項

- (1) 工事については、原則、市役所閉庁時に行うこととし、令和6年9月14日から9月16日、9月21日から9月23日、10月12日から10月14日の施工とする。（本業務以外に並行して行う工事等があるため、契約締結後に他業者と打合せを行い、具体的な工事日等を調整することになります。）

- (2) 上記(1)を踏まえ、担当者、関係者と十分協議し、工事着手前に施行計画書、工程表、材料承認申請など工事に必要な書類を提出し、承認を得てから実施すること。
- (3) 工事及び資材の搬入等については、施行関係者、来庁者等の安全確保に十分配慮すること。請負者が起因する第三者に与えた損害及び苦情等は請負者にて負担処理を行うこと。
- (4) 提出書類については、別紙提出書類リストのほか、竣工図を作成し、Jww 及び PDF にて提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、東御市に確認すること。

【問い合わせ先】 東御市市民課市民係 担当：河口 電話：0268-75-2007（直通）